

香川県教育委員会 3月定例会会議録

1. 開催日時 令和2年3月27日(金)

開 会 午前 9時00分

閉 会 午前11時45分

2. 開催場所 教育委員室

3. 教育委員会出席者の氏名

教育長	工 代 祐 司
委 員	藤 村 育 雄
委 員	小 坂 真 智 子
委 員	平 野 美 紀
委 員	藤 澤 茜

4. 教育長及び委員以外の出席者

理事	松 原 文 士
教育次長兼政策調整監	井 元 多 恵
総務課長	白 井 道 代
義務教育課長	小 柳 和 代
高校教育課長	金 子 達 雄
特別支援教育課長	廣 瀬 尚 子
保健体育課長	宮 滝 寛 己
生涯学習・文化財課長	原 田 智 郎
政策主幹兼総務課副課長	石 川 史 郎
総務課長補佐	岩 田 篤 志
義務教育課長補佐	三 好 健 浩
義務教育課長補佐	高 尾 明 博
高校教育課長補佐	吉 田 稔
高校教育課長補佐	小 山 圭 二
特別支援教育課長補佐	藤 島 康 浩
保健体育課長補佐	渡 邊 浩 司
総務課副主幹	柳 澤 紀 子
総務課副主幹	中 濱 葉 子
総務課副主幹	増 田 大 輔
義務教育課主任管理主事	横 田 由 香
義務教育課主任指導主事	小 山 圭
高校教育課副主幹	本 田 実 治 博
高校教育課主任管理主事	太 田 大 介

高校教育課主任指導主事	佐 伯 卓 哉
高校教育課主任指導主事	溝 渕 正 起
特別支援教育課副主幹	鈴 木 香 里
保健体育課主任指導主事	赤 松 美 雪
総務課主任	中 村 慎 一
義務教育課主任	田 村 祐 二
義務教育課主任	西 勇 気
高校教育課指導主事	川 東 芳 文
総務課主任主事	矢 野 勝 也

傍聴人 なし

5. 会議録の承認

2月定例会の会議録署名委員の小坂委員から、同定例会の会議録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

6. 非公開案件の決定

教育長から、本日の議題のうち、議案第9号から議案第12号は、教育委員会において会議を公開しないことと定めているもののうち、「個人に関する情報であって、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあること」及び「県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、非公開としたい旨を発議。

各委員に諮り、非公開とすることに決した。

7. 議 案

○議案第1号 専決処分事項の承認（令和2年2月香川県議会定例会に提案された教育委員会関係議案（追加提案分）及び令和元年度3月補正予算（知事専決分）に対する意見について）について

総務課長から、令和2年2月香川県議会定例会に提案された教育委員会関係議案（追加提案分）及び令和元年度3月補正予算（知事専決分）に対する意見について、教育長専決により異議のない旨、申出を行ったことについて諮る旨、説明。

【質疑】

<藤村委員>退職手当の減額補正については、勸奨等退職者数の減がその要因との説明であったが、その減った理由はどのようなことが考えられるのか。

<教育長>勸奨退職者数の予測については、過去5年間の推移を参考にしている

が、ここ2年程度で急激に勸奨退職者数の人数が減ってきており、予算計上時に過去5年間の推測値としていたものが、実際には相当数が減ってしまったため減額となっている。なお、人数が減った原因としては、年金の受給開始年齢が引き上げられたことで、退職する時期を定年まで伸ばさないとなってきたことなどが考えられる。

<藤村委員>そういう傾向にあるということか。

<平野委員>「働き方改革」で働きやすくなって、子育てがしやすくなったなどの理由から、退職する人が減ったということはないのか。

<教育長>そのような理由であれば、大変望ましいことである。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第2号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について

総務課長から、「公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」について、学校教育法の一部改正によって平成31年4月1日から専門職大学及び専門職短期大学の制度が導入されたことに伴い、所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】

<教育長>この規則改正は、本来であれば昨年度しておく必要があったものではないのか。

<総務課職員>人事院規則が平成31年4月1日の公布、施行であったことから、その内容を確認した上での改正を考えたこと。また、大学制度が始まったばかりであるため、すぐには卒業の資格を適用する事例が生じないことなどを考慮し、人事委員会とも協議の上で今般の改正となったものである。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第3号 高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部改正について

総務課長から、「高速艇に係る通勤手当に関する規則」について、令和元年9月の定例県議会において議決された「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年香川県条例第5号）」が施行されることに伴い、所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】

<藤村委員>この規則が適用される教職員は何人くらいいるのか。

<総務課長>十数名である。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第4号 香川県立学校職員の人事評価に関する規則及び香川県市町立学校
職員の人事評価に関する規則の一部改正について

総務課長から、「香川県立学校職員の人事評価に関する規則及び香川県市町立学校職員の人事評価に関する規則」について、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正され、会計年度任用職員に関する規定が整備されたことに伴い、県立学校及び市町立学校に勤務する会計年度任用職員（市町立学校に勤務する会計年度任用職員にあつては、県費負担教職員に限る。）の人事評価について、改正することについて諮る旨、説明。

【質疑】

- <藤村委員> どのような内容かにもよると思うが、臨時職員に係る規則改正等があった場合、臨時職員本人には内容が周知できているのか。
- <総務課長> 雇用する際に、雇用条件として個々人に説明している。
- <藤村委員> 継続して雇用される臨時職員に対しては、どのようにして周知しているのか。
- <総務課長> 各所属長を通じて、説明している。
- <藤村委員> 継続雇用される方に対しても、周知を徹底してもらいたい。
- <藤澤委員> スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーも会計年度任用職員に当たると思われるが、そのような専門的な分野の職員に対する人事評価については、その方法等をどのような方がどのように検討していこうとしているのか教えてもらいたい。
- <総務課職員> 一口に会計年度任用職員と言っても、事務的な業務を行う職員だけでなく、専門的な知識を用いて業務を行う職員もいる。総務省は「服務規律を順守し業務に取り組んでいる」、「業務に必要な知識や技能を有し、職務遂行に当たり特に留意する問題点がない」といった人事評価の評価項目例を示しており、基本的には「必要な専門知識を有している」などの観点で所属長が評価することとなる。
- <平野委員> その所属長が、必ずしも専門知識を持っているとは限らないので、評価が難しい場合もあるのではないか。
- <藤澤委員> そのような点も含めて、評価方法に対する検討が必要ではないかと考えている。
- <平野委員> 同様の専門知識を持っている職場以外の第三者的立場の方が評価するというようなイメージか。
- <藤澤委員> そうである。
- <藤村委員> 例えば、県教委が採用したスクールカウンセラーであれば、誰が評価しているのか。

- <義務教育課長> 県教委から派遣しているスクールカウンセラーの場合は、派遣先の学校の校長や教頭といった管理職が、学校内でどのようなカウンセリング活動等を行っているかをヒアリングして、その内容を記録して県に提出することとなっている。また、毎年12月頃にカウンセラー全員に対して面接を実施し、その中で日々の業務や相談の内容、年間の相談件数等を確認し、それらを記録に残して評価につなげている。
- <藤澤委員> そのあたりに専門職の方に入ってもらって、評価の方法を検討してもらいたい。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第5号 県立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

総務課長から、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）の一部が改正され、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項の規定により文部科学大臣が定めた指針に基づき、服務を監督する教育委員会の定めるところにより行うこととされたことに伴い、県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関して必要な事項を定めるための規則を制定することについて諮る旨、説明。

【質疑】

- <藤村委員> 教員の勤務時間の状況については、正確に把握できるシステムになっているのか。
- <高校教育課職員> 勤務の開始及び終了時間については、1人1台パソコンの電源のオンオフで管理している。日中の勤務については、時間外勤務記録表を作成しており、休憩時間等も含めて管理するようにしている。
- <藤村委員> 学校以外の場所で、部活動の指導をした場合は、在校等時間に含まれるのか。
- <高校教育課職員> 含まれる。基本的には在校している時間が主になるが、校外で業務を行っている時間についても管理して算定することとなっている。
- <小坂委員> そのように校外で部活動を指導した時間については、どのように把握するのか。
- <高校教育課職員> 本人が時間外勤務記録票に記録することが基本であるが、出張復命書や特殊勤務手当の書類等と管理職が付き合わせることで確認している。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第6号 県立学校職員の服務に関する規則の一部改正について

総務課長から、会計年度任用職員の服務について、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正され、会計年度任用職員に関する規定が整備されたことに伴い、所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】

- ＜藤村委員＞服務に関する事項は、別に定めるとなっているが、具体的な内容についての資料は添付されているのか。
- ＜高校教育課職員＞別に定める内容の資料は、今回添付できていない。任用の要綱の中に服務に関する規定を設けることとしているが、会計年度任用職員は適用されない海外出張等の規程を除外して定めたいと考えている。
- ＜教育長＞要綱案は、別にあるということか。
- ＜高校教育課職員＞別途作成の予定であるが、現時点で要綱案は未作成である。
- ＜藤村委員＞審査にあたっては、具体的な内容を示す資料を添付するよう、今後気をつけてもらいたい。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第7号 高等学校学習指導要領第1章第2款3（1）ウに基づく各教科・科目の標準単位数を定める告示について

高校教育課長から、新高等学校学習指導要領が令和4年度から施行されることに伴い、主として専門学科において開設される各科目の標準単位数を定めることについて諮る旨、説明。

【質疑】

- ＜藤村委員＞専門学科の科目が非常に多いと感じる。
- ＜高校教育課長＞専門学科については、同じ農業科の学校であっても、学校のスタイルによって、それぞれの専門に特化した部分の授業が組めるように幅を持たしており、科目数も多くなっている。
- ＜教育長＞これらの科目や標準単位数については、専門の教員が教頭や校長と協議して、その学校が重点を置く特徴を考える中で決定されるのか。
- ＜高校教育課長＞基本的には、そのような形で学校の学びの方向性を決定し、それに合わせてどの科目を増減するかについては、校長と教頭をはじめ全職員で考えて判断している。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第8号 「教職員の働き方改革プラン」の見直しについて

総務課長から、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」の一部改正等を踏まえ、平成30年3月に策定した「教職員の働き方改革プラン」の「めざすところ」を見直すことについて諮る旨、説明。

【質疑】

＜藤村委員＞見直し後の案に「原則として」の文言が加えられているが、これは必要か。

＜総務課長＞先程の規則改正の議案説明で触れたところであるが、学級崩壊や学校事故などで、児童生徒に係る臨時的で特別な事情により、勤務をせざるを得ない場合もあり、そのような場合は例外として、時間外勤務を1か月100時間未満、年間720時間以内とすることとなっていることから「原則として」の文言を入れている。

＜藤村委員＞その原則の特例を認めるのは、学校長なのか。

＜総務課長＞そうである。

＜小坂委員＞そのような特別な事情の場合もあるし、部活動についても継続的ではなく、特定の大会に向けて特定の期間に限ってという場合も想定されるので、必要ではないかと思う。

＜藤村委員＞「原則」とする線引きが適切に決められていればよいが、かえって「原則として」の文言が入れられることによって、なし崩しにならないかと考え指摘している。

＜総務課長＞プランの改正前周知を実施するので、その際に「原則」の例外となる事例等についても説明する。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第9号 香川県教科用図書選定審議会委員の任命について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第10号 教育功労者への感謝状贈呈について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第11号－1 教職員の懲戒処分について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第11号－2 教職員の懲戒処分について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第11号－3 教職員の懲戒処分について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第11号－4 教職員の懲戒処分について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第11号－5 教職員の懲戒処分について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第12号 刑事事件に関し起訴され、判決の確定前に退職する教職員の退職手当の支払の差止め処分について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

8. その他事項

○その他事項1 令和3年度香川県公立高等学校入学者選抜について

高校教育課長から、令和3年度香川県公立高等学校入学者選抜の日程について説明。

【質疑・意見交換】

＜平野委員＞合格発表は、どのような方法で行っているのか。

＜高校教育課長＞通信制は郵送による発表をしている。それ以外は、各学校で合格者を掲示板等に紙で貼りだして発表している。

＜平野委員＞以前から言っているが、ウェブ上での発表は考えていないのか。

＜高校教育課長＞これまでも意見をいただいていたが、令和3年度の入学者選抜から、一部の学校で全国募集を行う予定としており、県外からの受検者が増えることとなるため、合格発表を見に来ることができないことも想定されるため、全ての学校で掲示板での発表に加え、学校のホームページ上でも発表することとしている。

＜藤村委員＞自己推薦選抜については、開始してから相当な期間が経過していると思うが、見直しを希望している学校は出てないのか。

＜高校教育課長＞自己推薦選抜でとる生徒の割合を変えてもらいたいと要望する学校はあるので、その要望を聞きながら学校の実情に応じて人数を変えているが、選抜方法自体を変更してもらいたいという要望は特に出していない。

○その他事項2 小豆地域特別支援学校整備基本設計の概要について

特別支援教育課長から、小豆地域特別支援学校整備基本計画の概要について説明。

【質疑・意見交換】

＜藤村委員＞地域教育行政懇談会の中でも多くの意見が出され、小豆地域の方々が待ち望んでいた特別支援学校の整備が進むことは、非常にうれしく思う。児童生徒数の動向について、見込みは19名となっているが、小豆地域も将来的に人口が減少していくと思われる中で、今後の児童生徒数の見通しをどのように考えているのか。もう1点は、教員数が30人から35人とのことであるが、学校の所在地が池田地区ということで、通勤等が少し不便ではないかと思うが、そのあたりについてどのように考えているのか。

＜特別支援教育課長＞基本計画を立てた段階で19名と予測したもので、今年度においても再度計算したところ19名で、同数を見込んでいるところである。ご指摘のとおり、地域の子ども数全体が減少することが予想される中、特別支援学校に通う子どもの数も減少するかもしれないと考えているが、様々なPRを行うことで、地元の学校の特別支援学級等で学んでいた子どもも、特別支援学校で専門的な教育を受けたい、特別支援学校に来たいと思ってもらえるような特別支援学校を目指したいと考えている。

＜藤村委員＞10年後に児童生徒数がどの程度になるか、統計的に分かるのではないか。

＜特別支援教育課長＞現段階で、そこまでの計算はしていないが、少しずつ減っていくかもしれない。

＜藤村委員＞今後の児童生徒数の予測は、施設の整備内容にも影響する。あまり減りすぎることのないようにしてほしい。

＜特別支援教育課長＞通勤については、池田港から徒歩で10分程度の距離にあるとともに、土庄港からも路線バスを利用して通勤が可能であり、始業時間等もそれらを考慮して決めたいと考えている。小豆島中央高校に勤務する教員の状況を見ると、小豆島に居住している教員が多数を占めるが、高松からの通勤も可能となるような授業の時間割や勤務形態を考えたい。

＜平野委員＞最近は特別支援学校に対する期待も大きくなっており、地域住民の数は減少しても、この特別支援学校に子どもを通わせるために移住してくるような人が出るくらいの学校になってほしいと期待している。資料には、研修や多様な教育相談を行うと記載されているが、平面図等を一見すると駐車場の数が少ないように思うが、研修等の際にはどのようにするのか。

＜特別支援教育課長＞研修等で他校の教員が来校する場合は、隣にある池田小学校に依頼することや、学校内の車を移動することにより、駐車スペースを確保したいと考えている。

○その他事項3 第75回国民体育大会冬季大会の成績について

保健体育課長から、第75回国民体育大会冬季大会の成績について説明。

【質疑・意見交換】

＜教育長＞今年の国体に関しては、新型コロナウイルスに関する影響は出ているのか。

＜保健体育課長＞10月開催のため、今のところそのような話は出ていない。

＜藤村委員＞現在、県内にスケートリンクはあるのか。

＜保健体育課長＞県内には、三木町の「トRESTA白山」にあるスケートリンク1か所のみである。

＜藤村委員＞そのように施設の数が少ないことも、成績に影響しているのか。

＜保健体育課長＞来年の大会は、少年の部でスピードスケートのショートトラックの選手が出場する予定である。

○その他事項4 令和元年度児童生徒の食生活等実態調査について

保健体育課長から、令和元年度児童生徒の食生活等実態調査の結果の概要について説明。

【質疑・意見交換】

＜藤村委員＞各市町村に送付する以外に公表されることはないのか。

＜保健体育課長＞県教育委員会のホームページに掲載する。

＜藤村委員＞マスコミには発表しないのか。

＜保健体育課長＞マスコミにも同じ資料を提供する。

＜教育長＞内容的に良い調査で、活用できる調査結果も多いと思うので、もっと上手くPRして活用につなげればよいのではないかと。

＜保健体育課長＞5年毎の調査であるが、これまであまり活用はできていない。

＜藤澤委員＞地域で食を支援している団体が多くあるので、せっかくこういったデータがあるのであれば、このデータを活用してもらうことで、地域がもっとサポートしていくポイントや方向性を見つけやすくなると思うので、そういった団体等にもデータを提供するのが良いのではないかと。

＜小坂委員＞食事については、子どもだけでなく保護者も関係してくるので、このようなデータが市町の教育委員会から各学校に提供され、どのような形で家庭や保護者に伝わっていくのかが重要である。5年毎に継続して調査しているため、データの傾向等も分かるので、最大限に活用できる方法を考えてもらいたい。

＜教育長＞起床時間と就寝時間が改善することと、インターネットの利用時間との関連などは非常に興味深いので、データの活用方法を検討してもらいたい。

＜保健体育課長＞今後、検討する。